

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
123	ヒヤリング	2020/7/1	66条 (TS-30)	No.69 追加コメント 代替品の要件を確認するために、工事計画認可申請書の「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の設計確認値を参照することとしているが、当該図書に必ずしも設計要求値が記載されているわけではないので、記載を見直すこと。	TS-30(改訂2)	以下、記載に見直した。 「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」等に記載されている設計の機能(必要な容量、揚程、圧力等)を満足できるものとする。	
124	ヒヤリング	2020/7/1	66条 (TS-80)	No.71 追加コメント 「保安規定変更に係る基本方針」から、適用される原子炉の状態を変更したのについて、設備毎に何故見直したのか理由を明らかにすること。 (例えば、BWRの一般的なプラントと柏崎刈羽7号機の設備構成の相違等)	TS-80(改訂2)	TS-80にて、設備毎に適用される原子炉の状態を変更した理由を追記した。	
125	ヒヤリング	2020/7/1	66条 (TS-25)	No.74 追加コメント 高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系(現場起動)の条文の見直しを踏まえ、必要な資機材の扱いが変わる条文がないか、他の条文も確認すること。	—	高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系(現場起動)の条文の見直しを踏まえ、必要な資機材の扱いが変わる条文がないことを確認した。	
126	ヒヤリング	2020/7/1	66条 (TS-25)	No.89 追加コメント 概要図中の三方弁の表記を統一すること。	TS-25回答資料 P1~8	66-5-1、66-5-2の概要図中の三方弁の表記を統一した。	
127	ヒヤリング	2020/7/2	66条 (TS-25)	No.99 追加コメント 単線結線図代替原子炉補機冷却系の吹き出しの記載で、代替原子炉補機冷却系1系列の運転に必要な電源車が1台であることが分かりにくい。記載を見直すこと。	TS-25回答資料 P9,10	代替原子炉補機冷却系1系列あたりに必要な電源車は1台であることが分かるよう修正した。(TS-25 66-12-2)	
128	ヒヤリング	2020/7/2	66条 (TS-25)	No.115 追加コメント 「バウンダリが開放されていても、陽圧化が可能であれば運転上の制限を逸脱しているとはみなさない」との記載は陽圧化さえすれば、バウンダリの開放が無条件に認められるように解釈できる。バウンダリの開放が管理された状態で行われる旨が読める記載に見直すこと。	TS-25回答資料 P11~13	バウンダリの開放が管理された状態で行われる旨が読める記載に見直した。(TS-25 66-14-1, 66-16-1, 66-16-2)	
129	ヒヤリング	2020/7/2	66条 (TS-25)	No.121 追加コメント 緊急時対策支援システム伝送装置又はデータ伝送装置が動作不能である場合の代替措置の、「所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう」について、具体的な運用の内容を説明すること。	TS-25回答資料 P14~19	緊急時対策支援システム伝送装置又はデータ伝送装置が動作不能である場合の代替措置の、「所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう」について、TS-25の記載の説明に具体的な運用の内容を明記した。(TS-25 66-17-1)	